

事務連絡
令和元年10月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

令和元年台風第19号による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について（令和元年10月15日付事務連絡）」等において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の令和元年台風第19号に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。